

## 令和元年度(2019年度)第3回豊中市総合教育会議 議事録

### 1. 日時

令和2年(2020年)2月18日(火) 午前9時30分～10時30分

### 2. 場所

豊中市役所 第一庁舎6階 教育委員室

### 3. 出席者

市 長	長 内 繁 樹
教 育 長	岩 元 義 継
教育委員会委員 (教育長職務代理者)	船 曳 弘 栄
教育委員会委員	藤 原 道 子
教育委員会委員	橋 本 和 明
教育委員会委員	森 由 香
教育委員会委員	赤 尾 勝 己

### 4. 案件

- (1) いじめ・児童虐待防止に対する取り組みについて
- (2) コミュニティ・スクールについて
- (3) その他

## 5. 出席職員

### 都市経営部

部	長	榎本	弘志
経営計画課	長	寺田	光一
経営計画課	主査	原園	さや香

経営計画課(教育委員会事務局 教育総務課)	福山	隆志
経営計画課(教育委員会事務局 教育総務課)	岩下	良輔
経営計画課(教育委員会事務局 教育総務課)	具志堅	興紀
経営計画課(教育委員会事務局 教育総務課)	定光	絵里

### こども未来部

次長兼こども政策課	長	蓬萊	秀夫
こども相談課	長	藤田	健一

### 教育委員会事務局

事務局	長	小野	雄慈
教育	監	田中	彰治
社会教育課	長	大澤	亮太
学校教育課	長	眞田	巧
児童生徒課	長	堤	昌子
学び育ち支援課	長	玉富	香代

## 6. 議事

### 【いじめ・児童虐待防止に対する取り組みについて】

藤田課長

・資料2について、令和2年4月から市長部局のこども相談課においても、いじめから子どもを守るための取り組みを進める。具体的には、子どもが相談しやすい相談窓口の充実を図るため、いじめ専用LINE相談窓口の新設や子ども専用フリーダイヤル「とよなかつ子ダイヤル」を周知徹底する。

・いじめ事案の終結に至るまでの進捗の把握やスクールソーシャルワーカー（SSW）の増員による学校内体制の強化などにより、当事者に寄り添う相談支援体制の強化を図る。

・いじめや虐待から子どもを守るためには、地域社会における子どもの見守り体制づくりをより進めていくことが必要と考えており、「いじめ・虐待から子どもを守るフォーラム」や学校区単位での講演会を開催し、いじめ・虐待の未然防止や早期発見に繋げていきたい。

堤課長

・資料3について、これまで、こども相談課に入った事案は児童生徒課への連絡のみであったが、今後は、加害・被害の家庭支援を中心に児童生徒課の事案対応と連携して終結まで並走していく。児童生徒課・こども相談課で全件把握を行い、それぞれ教育長、市長へ報告を行う。いじめ対応の主体はあくまで「学校」となる。学校に在籍する児童生徒がいじめを受けているときは適切かつ迅速に対処する責務が学校にある。

・資料4、校内体制の強化について、現状、学校はいじめの防止に関する取り組みとして、教職員研修や道徳科・人権教育など授業を通しての取り組み、児童会生徒会によるキャンペーン、児童生徒へのアンケート、いじめ暴力不登校の月ごと調査などを行い、予防・早期発見・早期対応に取り組んでいる。しかし、担任の抱え込み、初期対応の不備なども一方では課題となっており、児童生徒課では学校の事案対応の指導に尽力している。

・学校では、現在も組織で対応すべく「校内支援委員会」で各担任からの情報を共有し、「コア会議」で支援の方向性を定め、「個別ケース会議」で支援の役割分担や実行したことを確認して方向性の軌道修正を行っているが、この3つの会議が連動しさらに効果的な支援が行えるよう、スクールソーシャルワーカー（SSW）という福祉の視点をもつ第三者を学校に積極的に派遣し校内体制の強化を図っていく。現在、スクールソーシャルワーカー（SSW）は8名で動いているが、15名にして「3. ねらい」にある①問題の予防、②効果的な支援の展開、③こども相談課をはじめとした関係機関との横断的なチーム支援、④虐待ケースのモニタリングを行っていく。そのためには、頻度を上

げる必要があり、現在は3つの会議のいずれかにスクールソーシャルワーカー（SSW）が入るようにしているが、全ての会議に入るようにして次年度は対応いきたいと考えている。

長内市長

・いじめ・虐待から子どもを守るプロジェクトについては第2回の総合教育会議から新年度に向けてどのような体制を作っていくかということを議論したうえで、今回お示ししている。

・資料2について、主な新規事業としては、いじめ専用LINE相談窓口を新設、もう一つは市長部局によりいじめ事案の終結に至るまでの対応として担当主幹を配置する。それ以外の部分では、フォーラム以外については拡充として施策として挙げている。

藤原委員

・いじめと虐待だと対応が少し違ってくと思う。いじめは学校が中心となって組織をつくっての対応、虐待は家庭の問題が大きく関わってくると感じている。いじめと虐待が一緒になっていることに少し違和感があるが、そのあたりの考えはあるか。

藤田課長

・こども未来部では「こども総合相談窓口」を設置しており、様々な相談が寄せられる。また、子どもに対してはこども専用ダイヤルである、「とよなかつ子ダイヤル」を設置しており子どもの悩みを受けている。その中で専門職がそれぞれの事案に対応した取り組みで関係機関につないでいる状況である。この仕組みは今後も継続していく。

長内市長

・資料2について、主な施策の中では、「とよなかつ子ダイヤル」がいじめにも虐待にも対応しており、24時間365日相談できるようになっている。そこに今度は子どもを対象としたいじめ専用のLINE相談窓口を設置する。

・いじめと虐待は発生元としては違うが、その中で市長部局ではいじめと虐待に問わず、子どもの困っていることに関して子どもからの訴えを受けようとする取り組みとなる。資料3について、気づきの観点としては学校現場が主になると思うが、両方の時点で管理ができるようにする手段と思っている。

橋本委員

・資料2のプロジェクトの名称にいじめと虐待の両方が入っていることが良いと思う。教育現場ではいじめについては非常に敏感にとらえられるが、虐待については遅れている。厚生労働省の死亡検証委員会の委員を務めているが、学校現場での虐待についての

見方はずいぶん遅れていると感じる。いじめも虐待も子どもの問題として捉えてこのようなプロジェクトを実施することは非常に賛成である。

・資料に見守り体制づくりを進めると記載されているが、受け皿を用意しておくことはとても大切であるが、見守りとなるとどこか消極的と感じる。もっと積極的な見守り、アプローチが必要で、学校現場での子どもの反応などからいじめと虐待を敏感に感じ取れるようなスキルが学校現場の教員に必要である。前に前に出ていくような見守りがほしいと思う。

船曳委員

・こども総合相談窓口やとよなかつ子ダイヤルにどれくらいの相談件数があるか。

藤田課長

・昨年度実績としては、とよなかつ子ダイヤルにおいては406件、こども総合相談窓口においては保護者からの相談件数を含めて3,000件を超える相談を受けている。

船曳委員

・受けた相談を現状はどのように対応されているか。

藤田課長

・子どもに寄り添いながら傾聴する姿勢で対応しており、相談内容から緊急性が高い事案については可能な限り子どもの在籍校や氏名を聞き取り、次につなぐ形をとっている。あわせて、子どもの同意が得られれば、学校へ連絡を入れるなど教育委員会と連携を取りながら対応している。

藤原委員

・全相談件数に対して緊急性が高い相談の割合はいかがか。

藤田課長

・昨年度では学校に係る緊急性が高い事案は1件あった。それについては在籍校が特定できたため、学校と速やかに連絡を取り対応した。

森委員

・資料2の主な新規・拡充事業の8番で「子ども（家庭）支援訪問事業の対象年齢引き上げ」について、現状と引き上げ後の年齢を教えてください。また訪問するのはどのような立場の方であるか。

藤田課長

・現在は未就学児を中心に訪問しており、昨年度は64件、延べ128回の訪問を行った。来年度については、小学生までに対象年齢を引き上げ、その後は順次18歳まで引き上げたいと考えている。訪問する職員については、保育教諭、臨床心理士また来年度からは社会福祉士を加えての訪問を予定している。

森委員

・訪問の対象は通報や相談があった家庭であるか。

藤田課長

・現在は未就学児を対象としているが、乳幼児の全戸訪問を行う「こんにちは赤ちゃん事業」を起点として訪問した後、心配なご家庭があれば継続して訪問を行っている。また、転入者からご相談をいただいた後、継続した見守りを行っているケースもある。

赤尾委員

・児童相談所はどのような位置づけであるか。

藤田課長

・大阪府の池田子ども家庭センターとは緊密な連携のもと役割分担で取り組みを進めている。児童相談所は保護と支援を行っているが、豊中市でも支援体制を整えて一緒に定期的な訪問を行っている。要保護児童対策地域協議会の運営もこども相談課で行っているため、毎月の運営会議に加えて四半期ごとに全件の支援状況の確認を行っている。

橋本委員

・訪問事業について、保育園や幼稚園に通っていないような子どもに一番不安があると思うが、そのような子どもも対象となっているか。

藤田課長

・国においても子どもの安全確認として全数把握をしており、豊中市も国に報告している。豊中市では所属のない子どもの安全についても確認できており、必要に応じて訪問している。

長内市長

・豊中市では毎年3,800前後の出生数がある。母子保健課で妊娠届があった際に妊婦の状況を聞き取り、その中で心配がある場合は保健師が健康相談や発育相談という形で関係を持ち、一緒に出産までを迎える取り組みを行っており、妊娠時から虐待の兆候

などを掴めるようにしている。出産後においても、出生届が出ていない場合などがあれば保健師が付き添い、こんにちは赤ちゃん事業や検診時に発育相談ができる体制を取っており、気になることがあれば保健師からこども相談課に連絡が入るようになっている。出生時から全数把握した上でリスク管理を行っている状況である。

#### 船曳委員

・学校としては、市長部局の関わりがとても心強く思う。学校も相談ができるように連携を密にさせていただき両者がかみ合っって子どものための解決に向かっていくことを望む。

#### 長内市長

・教育現場でのいじめ・虐待の気づきが基本であると思うが、特に虐待については子どもの問題ではなく保護者の問題ということもあるため、教育現場だけでは解決できない教育と福祉と一緒に保護者の解決も図っていく必要があると思っている。

#### 岩元教育長

・いじめの対応の主体は学校であるとの説明をしているが、市長部局の部署が権限を持って調査に入るという仕組みで行っている市もある。しかし、豊中市はそうではなく、並走していただく形と思っている。新聞などで報道されている事案をみると、学校教育現場のみで対応していった中での不適切さや迅速さに欠ける事案がたくさん出てきているというところに課題意識を持っている。可能な限り客観性を持った対応をしていくことが必要と考えており、教育委員会の中ではスクールソーシャルワーカー（SSW）が福祉の視点や心理面の知見を持ち、解決に向けての対応のアドバイスを現在もいただいている。そこを強化しながら教育委員会で一定の方針を持って進めていくが、すべてのケースにおいて市長部局にも把握をしていただき、間違えのない対応をしっかりと進めていく仕組みを作っていくことが資料に表現されていると思っている。

#### 赤尾委員

・他市においていじめ事案を放置するということがあったかと思うが、それを受けての豊中市での考えはいかがか。

#### 堤課長

・大阪府からの注意喚起があったが、その前に学校に注意喚起を行い、教育委員会と学校現場で再び共通認識を持った。

#### 岩元教育長

・学校現場の先生方のアンテナがしっかりと張られていることが一番大事であり、出てきた子どもからのメッセージをきっちりと受け止め、それを個人で留め置かず学校の中で共有していくことが基本と思っている。その基本ができていなければ、いくら仕組みを構築したとしても機能しないと思うので、引き続きしっかりと学校で取り組めるよう指導していきたいと思っている。

#### 長内市長

・資料4のスクールソーシャルワーカー（SSW）の拡充については、教員自身も抱えこむことがないように窓口の幅を広げるような取り組みをしていきたいと考えている。

#### 橋本委員

・資料4の「2. 校内体制の強化」で①校内支援委員会、②コア会議、③ケース会議と3本柱でされていることは良いと思う。学校内でもいろいろな視点でいじめを早く発見できることを望む。

#### 長内市長

・豊中市の現場では当たり前のこととなっているインクルーシブ教育について、障害があってもなくても子どもたちが住んでいる校区の学校に通うという「ともに学び、ともに育つ」という部分のように、いじめや虐待についても豊中市の教育風土、子育て環境風土としてそのようなことは許さない風土を作っていきたい。ただし、掛け声だけで済むようなことではないため、行政の制度の中に窓口やプロジェクトチームを設置する。今後は市民の皆様への呼びかけや地域の皆様に気づいてもらうことを大切にする中で枠組みを作り始めていきたいと考えている。

#### 船曳委員

・豊中市では支援を要する子どもが放課後こどもクラブにも行かれている。いじめや虐待についても放課後こどもクラブからの気づきも多いと思っている。三季休業中などにお弁当を持ってきているか、食事の仕方など、兄弟を含めて子どもたちの生活全般を見てくださいしているため、家族として全体が見えてくる部分があるかと思う。

#### 長内市長

・豊中市の仕組みとしては妊娠、保育所等、学校、放課後こどもクラブ、義務教育、発達支援センターなど一連でつながるネットワークを強化していきたい。

## 【コミュニティ・スクールについて】

眞田課長

・資料5「コミュニティ・スクール制度の概要」に沿って説明する。まず背景について、資料6をご覧ください。コミュニティ・スクールは、地域住民の意向をより反映することを目的としており、これまで以上に学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に努力義務として定められた仕組みである。

・制度概要の目的について、資料7をご覧ください。目的としては「地域とともにある学校づくり」を目指して学校と地域の連携・協働の重要性が指摘され社会総がかりでの教育の実現である。そのためには、学校と地域住民等が「地域でどのような子供たちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有することが重要である。

・具体的役割については、法律に基づいて教育委員会が学校に設置する主な役割は3つ挙げられている。1つめは校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。2つめは学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる。3つめは教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができるとなっている。

・学校評議員制度との違いについては、資料8をご覧ください。現在、本市においては、校長が必要に応じて学校運営に関して、保護者や地域の方々の意見を聞くことを目的とした学校評議員制度を実施している。コミュニティ・スクールは、学校評議員制度から発展した形で、保護者や地域の方々が一定の権限を持って参画することにより、「目標やビジョン」を共有し、社会総がかりで子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことが期待できる。

・資料9、他市での学校運営協議会の活動事例について、平成30年4月1日現在の近隣の府県を抜粋したものである。大阪府内においては17校（池田市1校、能勢町2校、守口市1校、河内長野市13校）で導入している。他府県と比較しても府内での導入率は1.2%となっており、低い状況である。

・先進市である、姫路市立白鷺小中学校を事務局が視察してし、当該小中学校では、4つの部会（生徒部会、学習部会、交流部会、環境部会）があり、それぞれの部会で、地域人材を必要とする場面を検討している。例えば、生徒部会では、登下校の安全確保のため「防犯カメラ」「電灯」の設置依頼、「子ども110番の家」の確認、「学習部会」では、授業の補助や夏季休業中の学習会、学習ボランティアの募集等がある。各部会から挙げた意見を地域と学校をつなぐコーディネーターが集約し、コミュニティ・スクールの会議で情報共有を行いながら両団体をつなぐ役目をしている。成果としては、各

部会で検討することで、児童生徒に新しい取り組みを進めることができたり、学校の取り組みを理解してもらえようになったとの報告を受けている。

・資料10、地域学校協働本部と地域学校協働活動推進員の設置について、本市においては「すこやかネット」や「学校地域連携ステーション」など様々な取り組みがあるため、新しい団体を作ることは難しい部分があるが、既存の仕組みを活かしながら考えていきたい。

・ポイント、論点としては、地域学校協働活動と学校運営協議会の一体的な推進と挙げているが、それ以外では教職員の負担増や教職員の任用に関する申出についても様々な意見があると思われるため、今後の論点としていきたいと考えている。

・スケジュールについて、今後の予定といたしては、モデル校実施を踏まえた制度の詳細検討を進める。

#### 森委員

・コミュニティ・スクール制度の具体的役割としては資料5の「2. 制度概要」に①校長が作成する学校運営の基本方針の承認、②学校運営についての意見の提出、③教職員の任用に関する、教育委員会規則で定める事項についての意見の提出などとされているが、次ページに記載されている先進市の事例として挙げられている姫路市立白鷺小中学校の活動がコミュニティ・スクール制度の具体的役割と重なりが少ないと感じる。地域学校協働活動の部分であると思われるが、先進市の事例として、教職員の任用に関する意見や学校運営についての意見の提出などはどのようなものがあり、どのように反映されているか。

#### 眞田課長

・姫路市立白鷺小中学校においては、学校の運営上のことなど、学校の運営にプラスとなっているとの意見は聞いているが、学校運営の基本方針の承認や教職員の任用に関することなど、具体的な取り組みを進めているという話は聞いていない。それよりも学校を助けてもらうための仕組み作りを意識して学校運営協議会を運営されているとのことであった。

#### 船曳委員

・先進事例に記載されているような取り組みは豊中市においてもいろいろな団体が入り、実施されていると思うため、既存の組織をうまく活用していただきたい。教職員の任用に関する意見の申出について、どのように活用されていくのかが気になるころではある。また、地域活動の代表が固定化されていることや、PTAのなり手が少なくなっていることを考えると学校運営協議会という合議体についてどのような方に来ていただ

き、どう運営されていくのか不安を感じる部分もあるため、このような事を含めてモデル校で解消してほしいと思う。

橋本委員

・学校運営協議会について、どのようなメンバーとなるのかが非常に大事だと思う。団体から選出されるのか、個人から選出されるのか、その割合がどのようになるのか、また規約は誰が決めるのかなど、大きなフレームを決めていくためのプロセスがまだ見えていないと感じる。

眞田課長

・いただいているご意見や学校の実情を踏まえながら検討していきたいと考えている。

赤尾委員

・学校運営協議会の委員は責任のある意見を出す立場となるため、謝礼金の支払いをするなど、何らかのインセンティブが必要ではないかと思う。

橋本委員

・モデル校の選定について、どの地域に設置するかなど具体的な方向性はあるか。

眞田課長

・分割校の問題であるなど、どこに重点をおくのか慎重に選定を進めていきたいと考えている。

森委員

・資料9の導入・推進状況について、思っていたよりも導入が進んでいると感じた。どのような規約により、組織をスタートしているのか、また継続しやすい工夫があるのか、コミュニティ・スクールの推進としてどのような意見が提出されているのか、そのようなことを知りたい。合議体として意見を述べるのがコミュニティ・スクールとしてのめざすところであるならば、その仕組みができているのかどうかを参考にしていけばいいのではないか。

長内市長

・合議体の協議会としての学校運営協議会になれば、学校運営についての意見の提出など様々な部分で運営の意思決定に関わることになるため、先進事例を参考にしながらしつかりとした制度設計をする必要がある。

#### 赤尾委員

- ・ジェンダー平等の観点から委員の男女比についても大事となってくる。

#### 岩元教育長

・教職員の人事に関して、資料11に「どのような事項を学校運営協議会による意見の申出の対象とするかについて、各教育委員会の判断に委ねることが適当と考えられることから平成29年の地教行法改正において、協議会の意見の対象となる事項の範囲については、各教育委員会規則で定めることとなりました。」とある。先進市において、どのような規則を定め、対象となる意見の範囲をどのように決めているのかをしっかりと調べる必要がある。学校運営全体についての総括的な意見をいただくような方法もあるかと思うため、それをどのように規則に表現していくかなど十分な検討をしていかなければならない。そうすることで学校の不安も少しは払拭できる部分もあるのではないか。

#### 橋本委員

- ・委員を担っていただく方の意識改革も必要であると思う。

#### 岩元教育長

・地域に対して、めざす姿などを事前に情報提供し、それを理解していただいた上で制度をスタートさせることが大切であると思う。